

公 示

次のとおり、契約の相手方を公募します。

平成25年2月14日

支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園事務長 中村 明洋

1 公募内容

(1) 事業名

電子入札システムVPN回線接続事業（以下「事業」という。）

(2) 事業の趣旨

現在稼働中の厚生労働省電子入札システム（以下、システムという。）は、全国の発注機関（国立療養所宮古南静園（以下、当機関という。）を含む。）をVPN回線で接続して運用している。当機関が平成25年度においてシステムを継続して利用するために必要なVPN回線の接続事業を実施するものである。

(3) 事業の内容

- ア システムに接続するためのVPN回線準備
- イ システムに接続し、正常動作するまでの技術サポート
- ウ システムの現行運用業者との連携による回線接続事業

2 公募に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「貸貸借」又は「その他」において、4の（1）に示す期限までに、等級が格付されている者であること。

3 特殊な技術及び設備等の条件

(1) 調達品名

電子入札システムVPN回線

(2) 留意事項

現在稼働中のシステムでは以下の回線をシステム運用業者が準備している。今回調達する回線は、システム運用業者が回線業者へ申請することになるため、契約希望者は意思表示前に、システムの運用業者と調整を行い、作業内容、スケジュールを確定させること。またその費用については、全額事業の受注者負担とする。

- ・厚生労働省～VPN : KDDI Powered Ethernet 2MB
- ・iDC～VPN : KDDI Powered Ethernet 10MB

(3) 履行期間

履行期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日とする。

(4) 履行場所

履行場所は、国立療養所宮古南静園が別途指定する場所とする。

(5) 検収

回線敷設後、厚生労働省電子入札システムが問題なく動作すること。

4 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、契約を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 平成25年2月28日（木曜）17時まで
- (2) 意思表示先 国立療養所宮古南静園庶務課会計係 担当 座喜味直樹
- (3) 意思表示方法 FAX（様式任意）又はE-mail
- (4) 意思表示様式 様式任意（別紙1にて例示）
- (5) 契約を希望する者は、（4）の意思表示書類とともに、暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙2）を提出しなければならない。誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、意思表示は無効とするものとする。

5 その他

公募の結果、参加者が複数の場合、一般競争入札を行うものとする。

【本件担当、連絡先】

住 所：906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地
担 当：庶務課会計班会計係長 座喜味直樹
電 話：0980-72-5321(代表)内線217
FAX：0980-72-5859
E-mail：zakimi-naoki@nansaien.com

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 中村 明洋

所在地
商号又は名称
代表者氏名

㊤

電子入札システムVPN回線接続事業に係る公募内容等の
条件を満たす旨の意思表示について

当社は、貴省が公募する電子入札システムVPN回線接続事業について応募したいので、その旨を表示します。

なお、当社は下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- 1 当社は、予算決算及び会計令第70条の規定に該当しません。
- 2 当社は、予算決算及び会計令第71条の規定に該当しません。
- 3 当社は、厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けておりません。
- 4 当社は、別添（写）のとおり、平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「〇〇〇〇」において等級を格付されております。（資格審査結果通知書の写しを添付）

(担当者)
所属部署：
氏 名：
TEL/FAX：
E-mail：

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。